



総合診療専門研修プログラム内の  
「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等  
を経験できる地域における研修」について

2022/9/6

令和4年度第1回神奈川県医療対策協議会

# 1. 概要

○ 前回の医療対策協議会において、総合診療研修プログラムにおける「地域のニーズに応える保健・医療・介護・福祉活動等を経験できる地域」の認定の可否について、基本的に郡市医師会が各地域のニーズを基に認定の可否を判断する整理とし、ご承認いただいた。

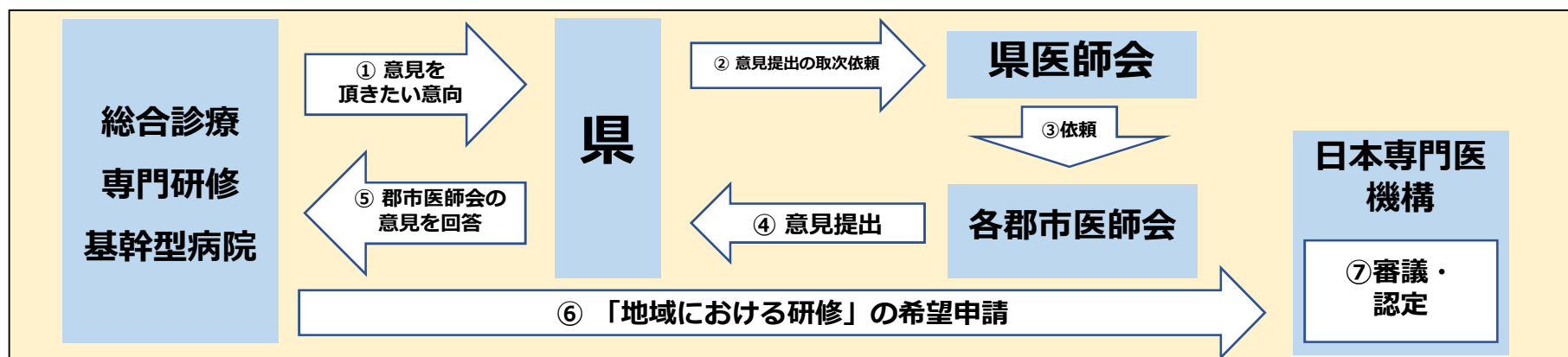
- 本件に係るその後の対応として、
  - ・ 県医師会と調整し、病院の認定希望から郡市医師会が研修実施に適する地域との意見を発出するまでの一連のスキームを構築した。
  - ・ 病院からの認定希望が3件あり、対応を行った。

上記2点について報告する。

## 2. 認定までのスキームについて

○ 病院からの認定希望連絡が県に来ることから、県医師会と調整の上、県から県医師会を通じて郡市医師会に依頼するという形で以下の通りスキームを構築、運用を行うこととした。

### ○ 認定までのフローチャート



### 3. 認定希望のあった病院

○ 以下の3病院から申請地域の認定希望があったため、管轄の医師会に審議を依頼した。

病院名	申請地域 (研修希望病院)	左記市町村を 管轄する郡市医師会	郡市医師会の 適否の判断
湘南鎌倉総合病院	葉山町 (葉山ハートセンター)	逗葉医師会	適する
汐田総合病院	三浦市 (三浦市立病院)	三浦市医師会	適する
杏林大学医学部附属病院 (東京都)	松田町 (足柄上病院)	足柄上医師会	適する

○ 「地域における研修」に係る概要

・令和3年7月の総合診療プログラム整備基準改正 ⇒ 下記の原則的な定義に当てはまる地域で最低6か月間の研修実施が必須化  
 ⇒ それに当てはまらない地域であっても、下記の例外的な定義に則って、県医療対策協議会or自治体or医師会から研修実施に適する地域との意見を受けた上で、日本専門医機構の認定があれば研修を実施することが可能とされた。

・下記の例外的な定義内に県医療対策協議会が含まれているため、意見発出にあたっての判断基準の設定について協議した。  
 ⇒ 結果として、県としても研修実施に適する地域とする意見を積極的に発出したいが、県医療対策協議会で全県的な基準を定めてしまうと適否の判断に柔軟性を欠く恐れがあるため、郡市医師会で総合診療に関する地域のニーズをご考慮の上で適否の意見を提出いただくのが望ましいという整理となった。

・今後の取扱いは下記のフローチャートのとおりとし、基幹型病院から意向があった場合には、個別に県医師会を經由して依頼する。

○ 整備基準P15に規定される「地域における研修」が可能な地域の定義

「地域における研修」が可能な地域の原則的な定義 … 整備基準P15(1)(2)	「地域における研修」が可能な地域の例外的な定義 … 整備基準P15(3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の指定する過疎地域及び過疎地域として指定された町村を含む郡部</li> <li>○ 都道府県の指定するへき地 ○ 平成の合併によって過疎地域を合併した市町村</li> <li>○ 医師偏在指標の下位1/3に該当する二次医療圏 ○ 離島</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の地域医療対策協議会、自治体、医師会から医療資源の乏しい地域について認定を求められた場合、その市町村、二次医療圏及び医療機関における研修は、医療資源の乏しい地域における研修として機構が定める。</li> </ul>

○ 認定までのフローチャート

